

今後の都市デザイン行政と景観行政について

- (1) 「(仮称)横浜都市デザインビジョン(案)」の検討について
- (2) 「(仮称)横浜市公共事業景観ガイドライン」の検討について
- (3) 「(仮称)美しい港の景観形成計画」の検討について

< 資料 >

資料 5 - 1 : (仮称)横浜都市デザインビジョン(案) 概要版

資料 5 - 2 : 「(仮称)横浜市公共事業景観ガイドライン」の検討について

資料 5 - 3 : 「(仮称)美しい港の景観形成計画」の検討について

(仮称)横浜都市デザインビジョン (案) 概要

横浜市では1971年都市デザインの専門部署を設置して以来、これまで、都心部、郊外部で魅力的な空間形成を進めてきている。

一方、東日本大震災以降、人々の価値観や考え方が変わり、都市を取り巻く環境も大きく変化し、環境と創造、安全や快適性、暮らしやすさと人のつながりなど、都市は、多元的な価値を求められている。

今まで積み重ねてきたものをさらに活かし、市民の皆様が集い、より愛し、誇りに思える豊かさと活力ある都市をつくるため、より一層、都市デザイン活動を進めていく必要がある。

●都市デザインの目標

横浜の都市デザインは、「魅力と個性のある人間的な都市空間の創造」を目標に、まちづくりにおける公共事業や民間事業、市民による活動の様々な動きをとらえ、次の7つの目標をもって各事業や活動を総合化し、調整することをその活動の中心としてきた。

今後も、7つの目標とともに都市デザイン活動に取り組んでいく。

(都市デザインの7つの目標)

- ① 歩行者活動を擁護し、安全で快適な歩行空間を確保する。
- ② 地域の地形や植生などの自然的特徴を大切にす。
- ③ 地域の歴史的、文化的資産を大切にす。
- ④ オープンスペースや緑を豊かにす。
- ⑤ 海、川などの水辺空間を大切にす。
- ⑥ 人々がふれあえる場、コミュニケーションの場を増やす。
- ⑦ 形態的、視覚的美しさを求める。

●都市デザイン活動の実績

横浜の都市デザインは、地域や事業者などと協力し、行政の総合力を発揮しながら、多様な実績を積み上げ、日本の都市デザイン活動をリードしてきた。

- 都心部の骨格をつくる都市デザイン
- 既成市街地の都市デザイン
- 都心周辺・郊外区のまちづくり
- 公共空間の都市デザイン
- 歴史を生かしたまちづくり
- 都市デザインのしくみづくり
- 都市デザインの交流・発信
- クリエイティブシティ
- 市民参加・市民協働のまちづくり

●都市をとりまく状況

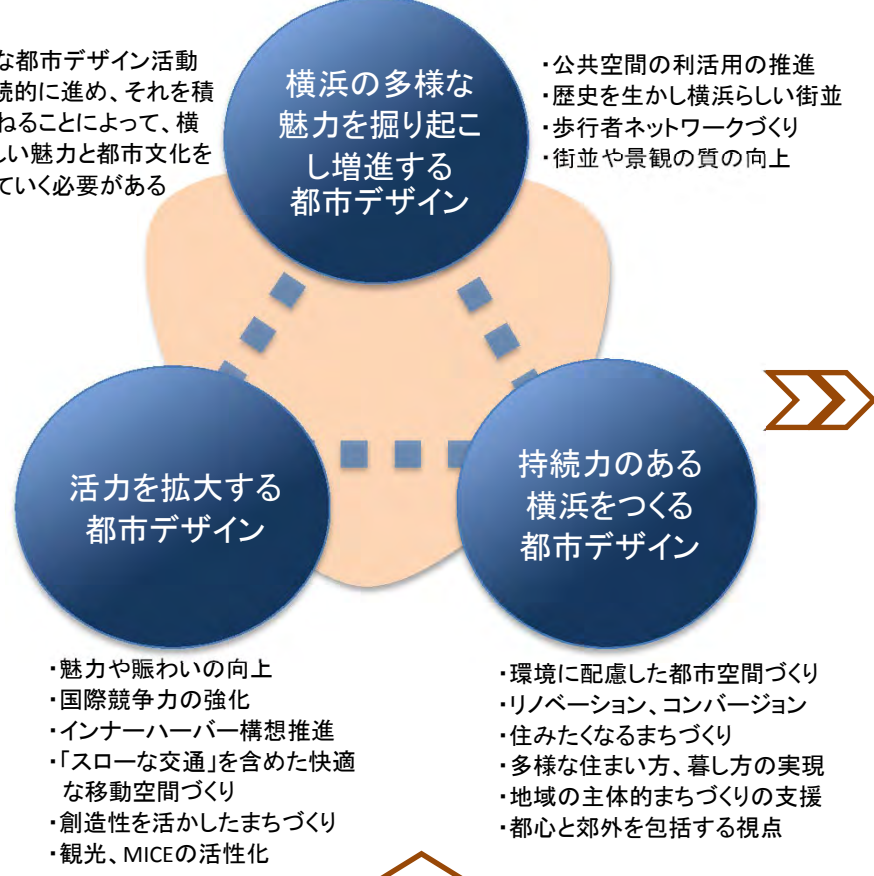
- ・人口減少、少子高齢化の進行、世帯規模の縮小
- ・安全・安心への関心の高まり
- ・環境やエネルギーへの関心の高まり
- ・低炭素社会への移行
- ・都市の個性や魅力などの都市間競争の激化

●横浜市をとりまく状況

- ・市外へ依存する就業機会、就業者の減少
- ・更新時期を迎える都市機能
- ・魅力的な景観、街並の保全活用
- ・文化的・創造的な魅力の向上

●都市デザイン活動の視点

多様な都市デザイン活動を継続的に進め、それを積み重ねることによって、横浜らしい魅力と都市文化を高めていく必要がある



●都市デザイン活動のとりくみ方

- ① 都市デザイン活動を展開する姿勢や都市デザインの役割を明確にする
- ② 地域のあるべき姿や将来像を明確に示して、関係者と議論しながらまちづくりをすすめる
- ③ 保全された空間や形成された街並などを「活用」する仕組みを充実する
- ④ 民間事業者や地域の団体などが行なうデザイン活動を捉え検討できる仕組みをつくる
- ⑤ 先導的な「モデル」プロジェクトや事業に取り組み、都市デザイン活動を牽引していく
- ⑥ 都市デザイン活動の交流・発信、担い手の育成等とともに、市民の参画を促していく

●今後の展開

1. 長期的な都市像を描き、活力ある新たな都心臨海部を創る
 - 6大事業に代わる都市づくりの長期ビジョンを作成する
 - 海を中心とした活力あるリング状の都心像を描き実現していく
 - 環境、交通、交流、産業、生活など具体的取組みを専門家や関係機関、市民と連携し進めていく
2. 地域の資源を生かし、多様で魅力ある景観を創出する
 - 公共事業の景観誘導ガイドラインを作成する
 - 都心部での利用状況の変化をにらんだ美しい港の景観づくりを進める
 - 景観制度のさらなる充実を図る
 - 郊外部での自然や地域資源を活かした景観形成を進める
3. 歴史を生かしたまちづくりのさらなる推進を図る
 - 「歴史を生かしたまちづくり」制度のさらなる充実を図る
 - 歴史的建造物を核としたまちづくりのさらなる展開を図る
 - 戦後建築等、新たな歴史的資源について調査検討を行う
4. 都市の創造力を高めるまちづくりを推進する
 - 創造性を活かすまちづくりによる横浜の個性づくりを進める
 - 戦後建築などの利活用による賑わいづくりについて研究を進める
 - 公共空間を利用した賑わいのある楽しい都市空間の創造を進める
5. コミュニティや人々の活動を支える空間を創る
 - 少子高齢化などの変化に対応した横浜らしい住まい方の研究を進める
 - 自然や農との共生などの研究を進める
 - エリアマネジメント組織との連携による自律したまちづくりを支援する
6. 環境に配慮した都市空間を創造・再生する
 - 既存市街地における環境に配慮した再生型まちづくりを進める
 - 道路や廃線跡地などの公共空間の活用による緑ある都市空間の創造を図る
 - 生物多様性に配慮した都心部での緑の創出による郊外部との水と緑のネットワークのさらなる充実を図る
7. 多様な交通手段のネットワーク化による快適な移動空間を創出する
 - 駅の再整備等の際、歩行者や環境にやさしい交通ネットワークづくりを進める
 - 歩行者や自転車などスローな交通のネットワークについて研究を進める
8. 都市デザイン活動の裾野を広げる
 - 様々な分野との連携を積極的に進め、行政内部の強化を図る
 - 周辺や隣接する都市と連携を進める
 - 次世代の都市デザイン活動の担い手を育成する
 - アジアを含む他都市との連携強化

今後の都市デザイン活動を推進する仕組み

(仮称)横浜市公共事業景観ガイドラインの検討について

1 (仮称)横浜市公共事業景観ガイドライン策定の考え方について

横浜市景観ビジョンや景観計画等の関連計画、国土交通省の景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」、県の「公共事業における景観づくりの手引き」及び既存のガイドライン等の内容を踏まえ、国、県、市が市内で実施する公共事業における景観形成の指針とします。
検討スケジュールについて
平成24年度 策定に向けた検討、庁内調整、都市美対策審議会政策検討部会(11月、3月)にて審議
平成25年度 庁内調整、ガイドライン策定

2 (仮称)横浜市公共事業景観ガイドラインの構成(平成25年3月時点案)

第1章 はじめに

【第1章の概要】

- ・ガイドライン策定の目的、位置付け、対象施設、対象者等を明確にするために、各項目を整理します。
- ・本市では、景観法に基づく公共施設(道路、公園等)の整備に加え、公共建築物の整備についてもガイドラインの対象とします。
- ・景観法に基づく『景観重要公共施設』及びその指定を目指す公共施設等については、本ガイドラインに沿って計画、設計、管理等を行います。また、それ以外の公共施設等についても事業担当がガイドライン(チェックシート)を活用します。検討の過程で必要に応じて、都市デザイン室が景観に関する内容について支援します。

- 1 ガイドライン策定の目的
- 2 ガイドラインの位置付け
- 3 ガイドラインの対象施設(道路、公園・緑地、河川・水路、橋梁、港湾、公共建築物 等)
- 4 対象者(市内で「公共施設等を整備する事業担当」、「設計・施工者」等)
- 5 利用時期(「構想・計画段階」、「設計・施工段階」、「維持・管理段階」)
- 6 ガイドラインの構成
- 7 用語の定義

第2章 公共事業の景観形成の考え方

【第2章の概要】

- ・市のこれまでの景観施策や関連計画(横浜市景観ビジョン、横浜市景観計画等)も踏まえ、公共施設等が果たすべき役割や景観形成の理念、目標等を示します。
- ・更に、市内で公共施設等の景観形成を検討していく上で留意すべき市の景観特性を示します。

- 1 公共施設等が果たすべき基本的な役割
- 2 公共施設等の景観形成の基本理念と目標
 - (1) 基本理念
 - (2) 基本的な考え方
- 3 景観形成のための体制構築

(市民・行政・専門家等の連携・協働、景観担当部局等との連携・協働、プロポーザルの活用等)
- 4 地区ごとの景観特性
 - (1) 地区ごとの景観特性
 - (2) 横浜の景観の多様性を感じることでの特徴的な地区の景観特性
 - (3) 市民に親しまれている個性的な景観を持つ地区の景観特性
 - (4) 横浜の顔となる地区の景観特性

第3章 公共施設等における景観形成に向けての留意点・デザイン手法

【第3章の概要】

- ・公共施設等の「構想・計画段階」、「設計・施工段階」、「維持・管理段階」の各段階で配慮すべき内容や工夫できる点等を示します。
- ・横浜市内外の事例に関する写真やコメントを多く掲載し、事業担当が景観形成に関する手法や配慮すべき点等について具体的にイメージしやすい構成とします。
- ・本章で示した景観形成に向けての留意点・デザイン手法を『チェックシート』にまとめ、各事業担当が検討を進めていく際に活用できるように示します。
- ・チェックシートについては公共施設等の「構想・計画段階」、「設計・施工段階」、「維持・管理段階」の各段階での景観形成の考え方が踏襲できるような構成とします。
- ・既存ガイドライン等との整合や施設管理台帳との整合・連携に配慮した内容とします。

- 1 段階別の景観形成の進め方
 - (1) 構想・計画段階
 - (2) 設計・施工段階
 - (3) 維持・管理段階
 - (4) その他の公共施設等の景観配慮事例
- 2 景観形成配慮事項チェックシート
 - (1) チェックシートの活用方法
 - (2) 景観形成配慮事項チェックシート

第4章 景観施策への対応と手続の流れ

【第4章の概要】

- ・公共事業を実施するにあたって関連する手続を示します。

- 1 景観施策に関連した手続
 - (1) 景観重要公共施設

(景観重要公共施設を新たに指定する際には、あらかじめ都市美審の意見を聴いたうえで当該施設を指定する)
 - (2) 景観重要建造物

(チェックシートを活用し、重要な案件については必要に応じて都市美審の意見を聴いたうえで事業を実施する)
 - (3) 景観推進地区・都市景観協議地区内で公共事業を行う際の手続

(条例に基づく「特定都市景観形成行為」を行う際には、あらかじめ都市美審の意見を聴いたうえで協議事項及び協議の方針を定める)
 - (4) その他の公共施設等

(チェックシートを活用し、重要な案件については必要に応じて都市美審の意見を聴いたうえで事業を実施する)
- 2 事業実施における景観形成に関する検討フロー

(上記の手続内容を1つのフローにまとめて表記)
- 3 関連資料

(景観計画、景観条例、既存ガイドライン 等)

(仮称)横浜市公共事業景観ガイドライン(案)【抜粋】

目次

第1章 はじめに.....	1
1. ガイドライン策定の目的.....	1
2. ガイドラインの位置付け.....	2
3. ガイドラインの対象施設.....	2
4. 対象者.....	2
5. 利用時期.....	3
6. ガイドラインの構成.....	3
7. 用語の定義.....	4
第2章 公共施設等の景観形成の考え方.....	5
1. 公共施設等が果たすべき基本的な役割.....	5
2. 公共施設等の景観形成の基本理念と目標.....	5
2-1. 基本理念.....	5
2-2. 基本的な考え方.....	6
3. 景観形成のための体制構築.....	6
4. 横浜市の景観特性.....	7
4-1. 地区ごとの景観特性.....	7
4-2. 横浜の景観の多様性を感じることでできる特徴的な地区の景観特性.....	8
4-3. 市民に親しまれている個性的な景観を持つ地区の景観特性.....	9
4-4. 横浜の顔となる地区の景観特性.....	10
第3章 公共施設等における景観形成の留意点・デザイン手法.....	12
1. 段階別の景観形成の進め方.....	12
1-1. 構想・計画段階.....	12
1-2. 設計・施工段階.....	14
1-3. 維持・管理段階.....	27
1-4. その他の公共施設等の景観配慮事例.....	28
2. 景観形成配慮事項チェックシート.....	29
2-1. チェックシートの活用方法.....	29
2-2. 景観形成配慮事項チェックシート.....	30

第4章 景観施策への対応と手続きの流れ.....	46
1. 景観施策に関連した手続き.....	46
1-1. 景観上重要な公共施設.....	46
1-2. 景観上重要な公共建築物.....	47
1-3. 都市景観協議地区（景観推進地区）内で実施する公共施設等.....	47
1-4. その他の公共施設等.....	47
2. 事業実施における景観形成に関する検討フロー.....	48
3. 景観形成に関連するその他資料.....	49

第1章 はじめに

1. ガイドライン策定の目的

横浜市では、開港以来の歴史文化を生かした景観、港と市民が接することのできる水際線、憩いの空間を持つ活気ある商業地、歴史ある住宅地・新しい住宅地の街並み形成が行われてきた。また、生活や生業が自然に働きかけて形成された谷戸や里山の景観、緑や水辺を生かした都市づくりを行い、多様で個性と魅力ある街づくりが行われてきました。豊かな水・緑と歴史的建造物や先進的なまちづくりが織り成す景観は、横浜の特徴かつ最大の魅力であり、「横浜らしさ」の重要な要素となっています。

こうした中、平成18年に市のこれからの景観づくりにおいて目指すべき方向性を長期的な視野に立ち示した「横浜市景観ビジョン」(以下、「景観ビジョン」とします)を策定し、更に、平成21年には景観法に基づく「横浜市景観計画」(以下、「景観計画」とします)を策定しました。景観計画では、市全域の開発行為に対する行為の制限や関内地区、みなとみらい21地区の景観形成を推進していくべき地区別の行為の制限等を示し、主に民間施設を対象とした規制・誘導を実施することで、より一層の「横浜らしさ」のある景観づくりに取り組んでいます。

一方、景観は、商業地や住宅地などに広がる民間建築物や周辺の自然環境とともに、道路、公園、河川、橋梁、公共建築物等といった公共施設等についても重要な構成要素となっています。特に、公共施設等は、市民生活と密接な関わりがあるとともに、周辺の景観に与える影響も大きく、市のイメージを内外に印象づける重要な役割を担っています。

市では、こうした公共施設等の景観形成についても関内地区やみなとみらい21等の都心部の地区で積極的に推進してきました。一方で、市全域に渡る公共施設等の景観形成は、個々の事業規模や周辺環境等に応じた検討となっており、一貫性や周辺景観との調和を欠く事例も見られます。

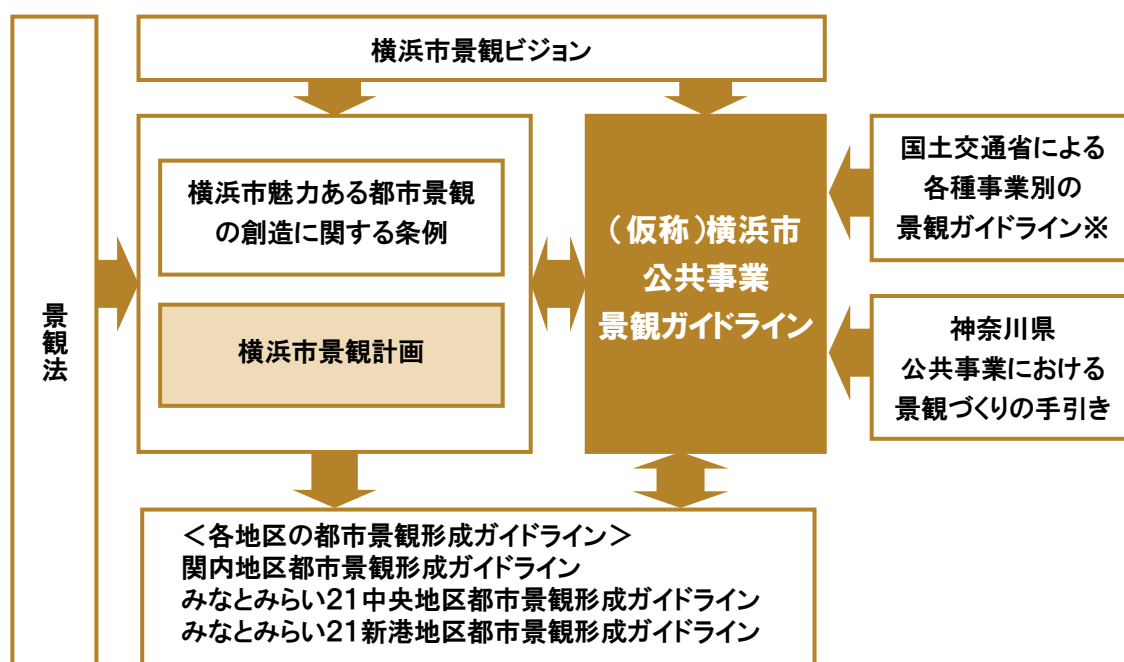
このため、「横浜らしさ」を感じることのできる公共施設等の景観形成を推進していくために、公共施設等に携わる人がどのような視点から取組み、どのような景観配慮を実施すべきかをまとめた「(仮称)横浜市公共事業景観ガイドライン」(以下、「ガイドライン」とします)を策定します。

公共施設等の景観形成は、各事業担当者等がガイドラインを用いて自主的に取り組んでいくとともに、景観担当部局との連携や、横浜市都市美対策審議会等への意見聴取を行うことにより、魅力的な景観づくりに取り組んでいきます。

2. ガイドラインの位置付け

ガイドラインは、公共施設等が景観形成における先導的な役割を担っていくために、市をはじめ国や神奈川県が実施する公共事業の景観形成の指針として策定したもので、景観ビジョンや景観計画と一体となって景観づくりを推進するものです。

ガイドラインは、景観ビジョンを踏まえるとともに、景観計画や都市景観協議地区（以下、「景観協議地区」とします）の都市景観形成ガイドライン等との連携を図ります。更に、国土交通省が策定している各種公共事業の景観ガイドラインや神奈川県公共事業における景観づくりの手引きとの整合を図ります。



3. ガイドラインの対象施設

ガイドラインは市内で行う全ての公共施設等の整備を対象とし、主に以下に示す、6つの公共施設等についてまとめています。



4. 対象者

主として、市内で「公共施設等を整備する行政担当者」及びコンサルタント等の「設計・施工者」を対象とします。

また、市民や民間事業者についても有効に活用してもらい、魅力ある景観形成を推進していきます。

5. 利用時期

公共事業は、「構想・計画」、「設計・施工」、「維持・管理」の各段階で複数の担当者が関わるため、それぞれに景観配慮について検討を実施することが重要です。

このため、ガイドラインは、「構想・計画」、「設計・施工」、「維持・管理」の各段階で活用していくものとします。

6. ガイドラインの構成

ガイドラインは以下の構成となっています。

第1章 はじめに

p. 1

ガイドラインの策定目的、位置付け、対象施設、対象者、利用時期といったガイドラインの基本的事項を整理しています。

第2章 公共施設等の景観形成の考え方

p. 5

公共施設等の景観形成を進めていく上での手がかかりや抑えておくべき景観形成の考え方として、公共施設等が果たすべき基本的な役割、景観形成の基本理念と目標、横浜市の景観特性を整理しています。

第3章 公共施設等における景観形成の留意点・デザイン手法

p. 12

公共施設等における景観形成の留意点・デザイン手法を段階別で整理しています。また、各段階で検討した景観形成の留意点・デザイン手法等を取りまとめ、次の段階に適切に引き継いでいけるよう景観形成配慮事項チェックシートを整理しています。

構想・計画段階

p. 12

設計・施工段階

道路

p. 14

橋梁

p. 17

河川・水路

p. 18

港湾・漁港

p. 20

公園・緑地

p. 22

公共建築物

p. 24

維持・管理段階

p. 27

その他の公共施設等の景観配慮事例

p. 28

景観形成配慮事項チェックシート

p. 29

第4章 景観施策への対応と手続きの流れ

p. 44

公共事業を実施するにあたって、景観形成の検討の流れや、庁内及び関係機関との手続きについて整理しています。

7. 用語の定義

●公共施設

国、神奈川県、市が主体として整備する公共事業の内、景観法第8条第4項ハに掲げる景観重要公共施設として指定できる道路、河川、公園等

●公共建築物

国、神奈川県、市が主体として整備する市役所をはじめ、学校施設、文化施設、公営住宅、供給処理施設等の建築物

●公共施設等

上記に掲げる公共施設、公共建築物に加え、市街地再開発整備事業、区画整理等の面的整備に関する事業や、駅舎、鉄道路線等の公益施設を含めた施設

第3章 公共施設等における景観形成の留意点・デザイン手法 【抜粋】

1. 段階別の景観形成の進め方

1-1. 構想・計画段階

□公共施設の機能や役割を明確にする

- 施設の機能や役割、立地条件や周辺特性を把握し、効果的な施設となるよう計画する。
- 上位関連計画等を踏まえ、公共施設等の位置付けを明確にする。
- 構想・計画の意図や考え方を明文化し、各段階へ構想・計画の意図を確実に継承する。

□周辺の自然、歴史等を把握し、調和・活用を図る

- 事業地周辺の自然環境との調和に配慮し、既存の地形を最大限生かした計画となるよう努める。
- 事業地周辺の歴史的建造物や街並み、祭り・イベント等の地域の歴史的背景を考慮し計画する。
- 環境に対して、極力負荷がかからないよう配慮する。

□景観の主役と脇役を捉える

- 施設の機能や役割等から、施設が景観の主役と脇役のいずれかを判断する。
- 公共施設等の多くは、景観の脇役であることを認識し、周辺景観との調和に配慮する。
- 景観の主役となる公共施設等は、先進的で洗練されたデザインとし、市や地域のランドマークとなるよう計画する。

□事業間の調整を図る

- 事業地周辺に隣接する同種の事業者の違いによってデザインの不調和を招かないよう、景観形成の考え方等について必要に応じて国、県と調整する。
- 道路と建築物、公園等の事業間において、連続性や一体性に配慮した景観を形成するために、事業者間で調整する。

□長期的視野にたった構想・計画とする

- 事業全体を通したライフサイクルコストを考慮し、周辺環境に対する影響等を踏まえ、長期的視野にたった構想・計画となるよう努める。
- 利用者ニーズや周辺の土地利用の変化に対応できるよう、可能な範囲でゆとりある空間を確保する。

□市民、専門家等との協働・連携を図る

- 専門家や地域住民等が把握している景観資源や地域特性を積極的に収集し、計画に反映するよう努める。
- 公共施設等の先導的役割を高めるために、プロポーザル方式や設計競技等の手法を用いて、良好な景観の形成に寄与するコンサルタントや設計者の選定を推進する。
- 市民等の参加によるワークショップの実施等により、市民や地域の想いを反映するよう努める。

1-2. 設計・施工段階

1-2-1. 道路

(1) 基本的な考え方

道路は、大勢の人々の往来や物の物流等に利用されるとともに、通風や日照の確保など、さまざまな機能を持っており、地域の社会経済活動を支える重要な公共施設となっています。

このため、道路の整備を行う際には、周囲の景観との調和に配慮しながら、ゆとりや快適性が感じられる工夫を行うことが必要です。

(2) 留意点・デザイン手法

【道路線形】

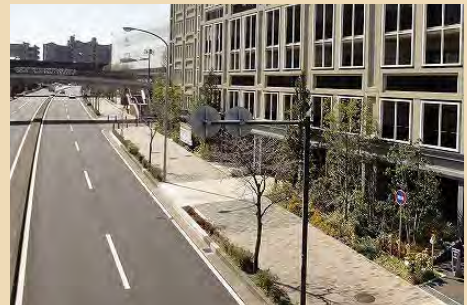
- 地形の改変を可能な限り抑え、地形を生かした線形とする。
- 周辺の自然景観や地域の景観資源に対する道路からの見え方に配慮する。
- 歴史的街並み、歴史的建造物等の景観資源の保全に配慮する。

【舗装】

- 安全で快適な走行性や歩行性を確保するとともに、素材、意匠及び色彩は、周辺景観との調和に配慮する。
- 維持管理を考慮し、将来入手が困難になることが想定される特殊な素材の採用を避ける。
- ヒートアイランドの緩和や土壌の保水性などに効果のある素材の採用に努める。



■ 台地の尾根に沿った道路線形となっています (横浜市泉区)



■ 落ち着いた色調のある歩道のパターンを組み合わせることで街並みのアクセントとなっています (横浜市都筑区)



■ 自転車レーンに落ち着いた青色を使用するとともに、塗装部分を必要最小限に抑えています (横浜市西区)

【緑化】

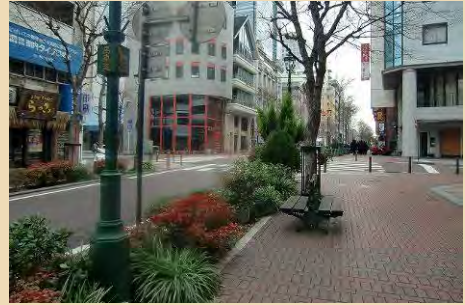
- 地域特性を考慮した街路樹や花壇等を設置し、連続性や潤いを感じることでできる空間を演出する。
- 良好な景観を形成している既存樹木はできる限り保全し、必要に応じて移植するなどして活用するよう努める。
- 街路樹等の樹種は、周辺の自然の植生、周辺の樹木との調和、季節感、地域の特性等に配慮する。
- 地区の骨格を成す道路等では、並木等によるビスタ景観を形成する。

【法面・擁壁】

- 法面は、できる限り現況の地形になじませる緩やかな勾配となるよう配慮する。
- 法面・擁壁は、高さを低く抑え、形態を分節化するなどして、長大な壁面が生じないよう配慮する。
- 法面・擁壁は、安全上支障のない範囲で緑化し、周辺景観との調和に配慮する。

【トンネル】

- 周辺の地形や植生等の自然の改変をできる限り抑え、植生等の自然の復元が可能な形式・工法や坑口位置の選定に努める。
- 坑口部壁面は、周辺の自然景観との調和した素材、意匠となるよう配慮する。



■ 植栽帯に植えられた花が、まちなみに彩りと安らぎを添えています（横浜市中区）



■ 成長した街路樹によりビスタ景観を形成しているとともに、沿道の建築物を遮り、まちなみを潤い豊かにしています（横浜市中区）



■ 道路際の擁壁が植栽ブロックであるため、圧迫感や威圧感を軽減するとともに、潤いを創出しています（東京都町田市）



■ 坑口部壁面のコンクリート面を少なくすることで、緑豊かな印象を与えています（横浜市金沢区）

【道路付属物・占用物】

- 防護柵等は、過度な装飾を避け、できる限りシンプルな形状とし、必要最小限の設置とする。
- 街路灯等は、安全で快適な走行性や歩行性を確保するとともに、地域特性を生かした素材、意匠及び色彩となるよう配慮する。
- ベンチ、ゴミ箱、彫刻等のストリートファニチャーは、配置、形態・意匠及び色彩が周辺景観との調和に配慮する。
- 道路付属物・占用物は、近接する道路付属物・占用物や周辺施設の柵や照明等の形態・意匠とできる限り統一し、街並みの連続性に配慮する。
- 地区の骨格となっている道路や観光地内の主要道路等では、電柱や電線の地中化を推進する。

【高架橋・歩道橋】

- 市街地や観光地等で景観に配慮すべき地域では、周囲に圧迫感や威圧感を与えないよう配慮する。



■シンプルな形態意匠が周囲の景観を阻害せず、調和しています（横浜市中区）



■街路樹の間に木製のベンチを設置されており、ゆとりのある空間を創出しています（横浜市中区）



■彩度を抑えた色彩を用いることで、周囲の景観を阻害することなく調和しています（横浜市中区）

2. 景観形成配慮事項チェックシート【抜粋】

2-1. チェックシートの活用方法

チェックシートは、「基本事項」と「構想・計画段階」、「設計・施工段階」、「維持・管理段階」の各段階に分かれています。

「基本事項」には、公共施設等の位置や周辺の景観特性等の基本的な事項をとりまとめます。段階別のチェックシートでは、景観形成の目標や方針等を整理した上で、景観形成の留意点・デザイン手法について検討した結果をチェックし、具体的に配慮した内容について整理します。また、検討を進める上で、デザイン推進会議、都市美対策審議会等に意見聴取を行った場合は、そこでの意見についても整理します。

「設計・施工段階」、「維持・管理段階」の担当者は、それまでの検討事項を把握し、景観形成の考え方を適切に引き継いでいくこととします。

構想・計画段階

記入年月日 : 年 月 日
 チェック担当者 :

景観形成の目標

・方針

留意点・デザイン手法		配慮・検討した内容
公共施設の機能や役割を明確にする		
<input type="checkbox"/>	施設の機能や役割、立地条件や周辺特性を把握し、効果的な施設となるよう計画する。	
<input type="checkbox"/>	上位関連計画等を踏まえ、公共施設等の位置付けを明確にする。	
<input type="checkbox"/>	構想・計画の意図や考え方を明文化し、各段階へ構想・計画の意図を確実に継承する。	
周辺の自然、歴史等を把握し、調和・活用を図る		
<input type="checkbox"/>	事業地周辺の自然環境との調和に配慮し、既存の地形を最大限生かした計画となるよう努める。	
<input type="checkbox"/>	事業地周辺の歴史的建造物や街並み、祭り・イベント等の地域の歴史的背景を考慮し計画する。	
<input type="checkbox"/>	環境に対して、極力負荷がかからないよう配慮する。	
景観の主役と脇役を捉える		
<input type="checkbox"/>	施設の機能や役割等から、施設が景観の主役と脇役のいずれかを判断する。	
<input type="checkbox"/>	公共施設等の多くは、景観の脇役であることを認識し、周辺景観との調和に配慮する。	
<input type="checkbox"/>	景観の主役となる公共施設等は、先進的で洗練されたデザインとし、市や地域のランドマークとなるよう計画する。	
事業間の調整を図る		
<input type="checkbox"/>	事業地周辺に隣接する同種の事業者の違いによってデザインの不調和を招かないよう、景観形成の考え方等について必要に応じて国、県と調整する。	
<input type="checkbox"/>	道路と建築物、公園等の事業間において、連続性や一体性に配慮した景観を形成するために、事業者間で調整する。	
長期的視野にたった構想・計画とする		
<input type="checkbox"/>	事業全体を通したライフサイクルコストを考慮し、周辺環境に対する影響等を踏まえ、長期的視野にたった構想・計画となるよう努める。	
<input type="checkbox"/>	利用者ニーズや周辺の土地利用の変化に対応できるよう、可能な範囲でゆとりある空間を確保する。	

留意点・デザイン手法		配慮・検討した内容
市民、専門家等との協働・連携を図る		
<input type="checkbox"/>	専門家や地域住民等が把握している景観資源や地域特性を積極的に収集し、計画に反映するよう努める。	
<input type="checkbox"/>	公共施設等の先導的役割を高めるために、プロポーザル方式や設計競技等の手法を用いて、良好な景観の形成に寄与するコンサルタントや設計者の選定を推進する。	
<input type="checkbox"/>	市民等の参加によるワークショップの実施等により、市民や地域の想いを反映するよう努める。	
【その他配慮事項】		
【デザイン推進会議、都市美対策審議会等での意見等】		

景観形成の目標

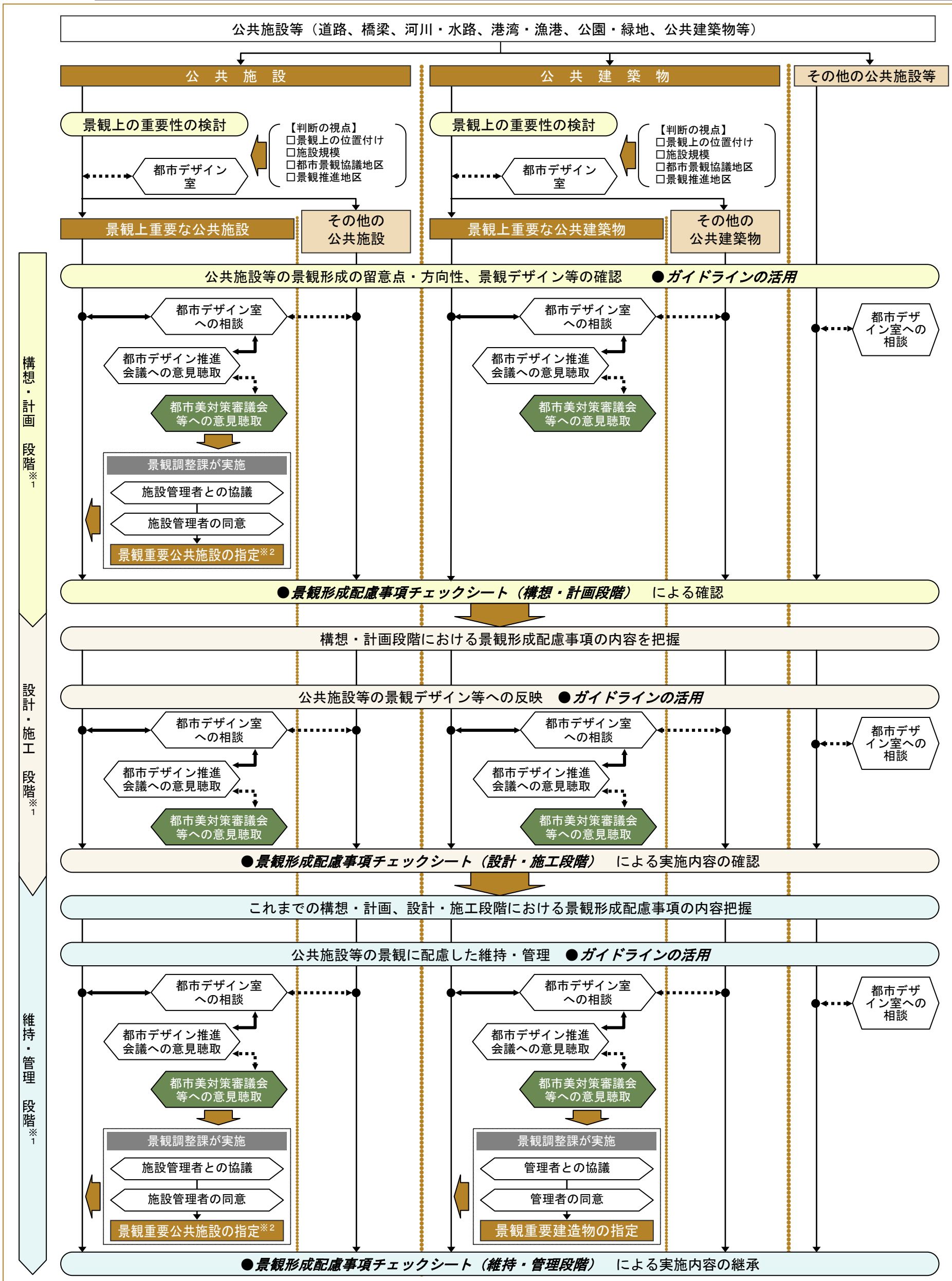
・方針

留意点・デザイン手法		配慮・検討した内容
道路線形		
<input type="checkbox"/>	地形の改変を可能な限り抑え、地形を生かした線形とする。	
<input type="checkbox"/>	周辺の自然景観や地域の景観資源に対する道路からの見え方に配慮する。	
<input type="checkbox"/>	歴史的街並み、歴史的建造物等の景観資源の保全に配慮する。	
舗装		
<input type="checkbox"/>	安全で快適な走行性や歩行性を確保するとともに、素材、意匠及び色彩は、周辺景観との調和に配慮する。	
<input type="checkbox"/>	維持管理を考慮し、将来入手が困難になることが想定される特殊な素材の採用を避ける。	
<input type="checkbox"/>	ヒートアイランドの緩和や土壌の保水性などに効果のある素材の採用に努める。	
緑化		
<input type="checkbox"/>	地域特性に考慮した街路樹や花壇等を設置し、連続性や潤いを感じることのできる空間を演出する。	
<input type="checkbox"/>	良好な景観を形成している既存樹木はできる限り保全し、必要に応じて移植するなどして活用するよう努める。	
<input type="checkbox"/>	街路樹等の樹種は、周辺の自然の植生、周辺の樹木との調和、季節感、地域の特性等に配慮する。	
<input type="checkbox"/>	地区の骨格を成す道路等では、並木等によるビスタ景観を形成する。	
法面・擁壁		
<input type="checkbox"/>	法面は、できる限り現況の地形になじませる緩やかな勾配となるよう配慮する。	
<input type="checkbox"/>	法面・擁壁は、高さを低く抑え、形態を分節化するなどして、長大な壁面が生じないよう配慮する。	
<input type="checkbox"/>	法面・擁壁は、安全上支障のない範囲で緑化し、周辺景観との調和に配慮する。	
トンネル		
<input type="checkbox"/>	周辺の地形や植生等の自然の改変をできる限り抑え、植生等の自然の復元が可能な形式・工法や坑口位置の選定に努める。	
<input type="checkbox"/>	坑口部壁面は、周辺の自然景観と調和した素材、意匠となるよう配慮する。	

留意点・デザイン手法	配慮・検討した内容
道路付属物・占用物	
<input type="checkbox"/> 防護柵等は、過度な装飾を避け、できる限りシンプルな形状とし、必要最小限の設置とする。	
<input type="checkbox"/> 街路灯等は、安全で快適な走行性や歩行性を確保するとともに、地域特性を生かした素材、意匠及び色彩となるよう配慮する。	
<input type="checkbox"/> ベンチ、ゴミ箱、彫刻等のストリートファニチャーは、配置、形態・意匠及び色彩が周辺景観と調和するよう配慮する。	
<input type="checkbox"/> 道路付属物・占用物は、近接する道路付属物・占用物や周辺施設の柵や照明等の形態・意匠とできる限り統一し、街並みの連続性に配慮する。	
<input type="checkbox"/> 地区の骨格となっている道路や観光地内の主要道路等では、電柱や電線の地中化を推進する。	
高架橋・歩道橋	
<input type="checkbox"/> 市街地や観光地等で景観に配慮すべき地域では、周囲に圧迫感や威圧感を与えないよう配慮する。	
【その他配慮事項】 	
【デザイン推進会議、都市美対策審議会等での意見等】 	

(仮称) 横浜市公共事業景観ガイドライン 運用フロー

凡例： 施設整備の担当者が実施・確認する事項 関係機関等との調整・協議事項 → 基本的に実施 ← 必要に応じて実施



※1：段階別の確認フローとなっており、公共施設等の事業段階に応じた段階からの活用を行うものとします。
 ※2：景観重要公共施設は、「構想・計画段階」、「維持・管理段階」のいずれかの段階で検討・指定を行います。